

# 区立公園使用許可申請取り扱い要領

15港街施第796号  
平成16年4月1日  
都市施設管理課占用係

## 1 各種申請に共通する取扱い

### (1) 申請場所、申請方法

港区都市施設管理課占用係の窓口に必要な事項を記入、捺印した申請書を、提出する。

### (2) 使用料の納付と許可

申請書を受理した後、すみやかに審査し、納付書を作成して、指定金融機関での納付を確認後、許可書を交付する。

指定金融機関の営業時間以外の場合は窓口で収納し、許可書を交付する。

### (3) 申請受付の開始日（閉庁日に当たる時は翌日）

#### ① 一般の申請

使用する日の1ヶ月前の同日

#### ② 区内の町会・自治会、官公署の申請

使用する日の2ヶ月前の同日

#### ③ 区の各所管課（保育園・児童館・保健所単独でのものを含む）、及び区が出資、出捐した公益法人（港区住宅公社、港区スポーツふれあい文化健康財団等）の申請

使用する日の3ヶ月前の同日

### (4) 申請受付の期限等

① 使用する日の前日までとする。（閉庁日に当たるときは閉庁日の前日）

② 電話による申請は、受け付けない。（空き情報のみ知らせる。）

③ 来庁、電話に関わらず、予約は受け付けない。ただし、区の事業、町会、自治会、官公署については、他団体との調整を要することから、仮予約を受け付けできることとする。

### (5) 受付の順位

申請受付は、窓口における先着順とする。ただし、ほぼ同時に複数の者から申請があるときは、その場で抽選とする。（1団体は1候補とする）

### (6) 受付時間

午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。

### (7) 使用できる時間

① 港区立公園条例第三条に規定する公園については午前9時から午後9時までの間の、連続して4時間以内とする。

② 港区立上下水道施設上部利用公園条例第二条に規定する公園のうち、芝浦中央公園については、同施行規則第三条に定める開園時間の間の、連続する4時間以内とする。

各所管課支所まちづくり課まちづくり係

商店会も追加。

3ヶ月前

追加 写真撮影の申請書は  
14:00まで